



福祉用具(購入)とは?

支給対象になるのは?

対象となるのは…

要支援1・2、要介護1～5の認定を受けた方

支給される金額は…

- 購入費用の1割もしくは2割を利用者が負担し、9割もしくは8割が介護保険により支給されます。
- 一年度の申請上限額は10万円となり、支給上限額は9万円もしくは8万円です

手続きの流れ

相談・検討

指定事業者から購入

提出書類をそろえ
市に申請

福祉用具購入費の支給

※要介護認定をお持ちでない方は
まず申請をし、要介護認定を受けてください

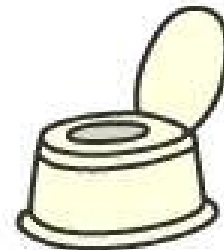
- 現状をどう改善したいのか
 - 利用者はどういう状況なのか
 - 使いやすさはどうか
- などについてよく検討して選んでください

- 提出書類
1. 介護保険居宅介護/予防福祉用具購入費支給申請書
 2. 購入した福祉用具のわかるカタログ等のコピー
 3. 領収書 ※被保険者名義のもの
 4. 請求書 ※市の様式

購入費の一部を支給します

※ 申請書の提出から、おおむね1ヶ月程度でお支払いいたします

腰掛け便座



- ①和式便器の上において腰掛式に変換するもの
- ②洋式便器の上において高さを補うもの
- ③電動式またはスプリング方式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有するもの
- ④便座・バケツ等からなり、移動可能である便器
(居室において使用可能であるもの)

入浴補助用具



- ①入浴用椅子 座面の高さがおおむね35cm以上のもの
- ②浴槽用手すり 浴槽のふちを挟み込んで固定できるもの
- ③浴槽内椅子 浴槽内に置いて固定するもの
- ④入浴台 浴槽の淵にかけて浴槽への出入りを容易にできるもの
- ⑤浴室内すのこ 浴室内に置いて浴槽の床の段差の解消を図るもの
- ⑥浴槽内すのこ 浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うもの
- ⑦入浴介助用ベルト

簡易浴槽



空気式または折りたたみ式で容易に移動できるもので、取水または排水のための工事を伴わないもの

自動排泄処理装置の 交換可能部分



※本体は【貸与】の対象です

移動用リフトの つり具の部分



身体に適合するもので、
移動用リフトに連結可能なもの



車いす・歩行器・特殊寝台に関しては
福祉用具【貸与】の対象です